デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（令和8事務年度第2回）

資料2

事務局説明資料

2026年11月2日

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

目　次

Ⅰ　電子決済手段（ステーブルコイン）の現行規制について　・・・・・　4

Ⅱ　電子決済手段（ステーブルコイン）の裏付け資産について　・・・・・　11

Ⅲ　電子決済手段（ステーブルコイン）の100万円移転上限について　・・・・・　18

Ⅳ　電子決済手段（ステーブルコイン）のレンディングについて　・・・・・　25

Ⅴ　預取発行電子決済手段（ステーブルコイン）・預金のトークン化について　・・・・・　32

成長投資を促進するための金融戦略（2026年７月21日公表）
金融システムを支えるインフラへの投資

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（令和８事務年度）
第１回事務局説明資料（2026年10月）

課題

- AI時代を見据え、「24時間365日連続稼働」、「商流・物流と繋がるプログラマビリティ」、「決済基盤として信頼される安定性・安全性」の要素を備えた、ブロックチェーン技術を基盤とする「オンチェーン金融」の推進が重要。
- また、AI技術の進展に伴うサイバーリスクへの対処など、金融機関・金融システムへの信頼確保も不可欠。

対応

■ AI時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ

金融庁が民間の資金決済全体の在り方について主導的役割を果たしつつ、 AI時代を見据えたオンチェーン金融実現に向け、以下の３つの切り口から、関係省庁等とともに議論、検討を行う「**AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム**」を2026年夏に立ち上げ、**2027年初を目指して中間整理**

1. オンチェーン金融の社会実装の推進

官民連携でのロードマップ作成、決済高度化プロジェクト（PIP）を通じた**官民連携でのユースケース拡大支援**、アジアを含む**国際的な連携・発信**等

2. オンチェーン金融を発展させる環境整備

①ステーブルコインの制度的枠組み、**②様々な資産のトークン化に関する制度**、③分散型取引所（DEX）をはじめとする**分散型金融**（DeFi）**やウォレット提供業者に関するリスク低減策**の在り方の点検・検討

3. 新時代を支えるAI等の技術への適応

金融分野における**AIの浸透に応じた市場・金融機関の監督の在り方**の検討、**金融インフラにおけるブロックチェーンの量子耐性確保**に向けた検討

■ 金融機関・金融システムへの信頼の確保

- **フロンティアAIモデルによるサイバー脅威**の緊要性の増大を踏まえ、**官民連携して実効性ある対策を検討・推進**
- **プライベートクレジットのモニタリング実施**（金融機関のリスクテイク方針・管理態勢や、個人投資家向けの販売・管理態勢等を確認）
- 上場企業による会計不正事案を踏まえた、事案の究明・必要な処分の実施、再発防止の徹底

Ⅰ　電子決済手段（ステーブルコイン）の現行規制について

電子決済手段に関する規律の考え方

■ 電子決済手段を用いた送金・決済サービスの提供者は主に、(ⅰ) 発行、償還、価値安定の仕組みの提供、(ⅱ) 移転、(ⅲ) 管理、取引のための顧客接点の3つの機能を果たしている。

■ 2022年改正資金決済法において、**発行者((ⅰ) 発行等の機能の担い手)と、仲介者((ⅱ)(ⅲ) 移転・管理等の機能の担い手)を分離した形態の送金・決済サービスを可能とする制度を整備**。

＜発行者に求められる規律＞

■ 電子決済手段を発行・償還する行為は、現行法上、基本的には為替取引に該当し、発行者の機能においては、**利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において、利用者の償還請求権が保護されること**が重要。

■ また、仮に、預かり資産を発行者自ら金融市場等で運用する場合には、大規模な発行・償還が金融市場に与える影響等への対応も必要になる。

＜仲介者に求められる規律＞

■ **利用者保護等の観点から、利用者財産の管理や、取り扱う電子決済手段に係る情報提供、利用者保護等の観点から支障を及ぼすおそれのある電子決済手段は取り扱わないこと**が重要。

■ また、**適切なAML/CFT対応、これらの前提となる適切な体制整備等**(システム対応を含む)が確保される必要。

＜発行者・仲介者をあわせた全体としての規律＞

■ **社会経済で広く使われる可能性のある送金・決済手段については、全体として、**

- **システムの安全性・強靭性**
- **権利移転(手続、タイミング)に係る明確なルール**
- **AML/CFTの観点からの要請への確実な対応**
- **発行者や仲介者等の破綻時や、技術的な不具合や問題が生じた場合等において、取引の巻戻しや損失の補償等、利用者の権利の適切な保護**

が必要と考えられる。

(出典)金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告(2022年1月11日)をもとに作成

電子決済手段の定義

■ 資金決済法第2条第5項では、電子決済手段は、以下の性質を有する財産的価値と定義されている。

◆ 1号電子決済手段
- 代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる
- 不特定の者を相手方として購入・売却を行うことができる
 例：ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組み
- 電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる
- 通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものではない

◆ 2号電子決済手段
- 不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換することができる
- 電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる

◆ 3号電子決済手段
- 特定信託受益権

◆ 4号電子決済手段
- 1号～3号に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が確保された外国の法令に基づく信託の受益権
 （※ 令和8年電子決済手段等取引業府令改正により新たに規定）

＜参考＞資金決済法第2条（定義）
1～4 （略）
5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。
一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）
二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）
三 特定信託受益権
四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの
6 （略）
7 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

電子決済手段の発行者に対する主な規制

	1号電子決済手段	3号電子決済手段（特定信託受益権）	
想定される発行主体	資金移動業者（第二種資金移動業）※1	信託会社	信託銀行
参入形式	資金移動業登録	・信託会社の免許又は登録 ・資金決済法上の事前届出	・銀行業免許 ・兼営法上の認可及び事前届出
資産保全規制等	・供託等による保全 ・信託による保全の場合、銀行等への預貯金以外の安全資産での運用も可	信託財産について、一定の要件を満たす銀行等に対する預貯金のほか、発行額の50%を上限に、①満期・残存期間3か月以内の国債や②中途解約が認められる定期預金により管理・運用するための適切な措置	
送金上限規制	あり（100万円）	・あり（100万円） ・100万円を超える送金を行うには業務実施計画認可が必要	なし
滞留規制	あり※2	なし	
説明・情報提供義務	発行する電子決済手段に関する次の事項等について説明・情報提供が必要 ・ 電子決済手段の概要及び特性 ・ 償還請求権の内容・行使手続き		
犯罪利用時の取引停止等	犯罪に利用された疑いのある電子決済手段について、当該為替取引や資金の払出しの停止等		
不適切な電子決済手段を発行しないための措置	あり		

※1　次の理由から、第二種資金移動業として1号電子決済手段の発行を行うのが現実的と指摘されている。第一種資金移動業には送金額の上限はないが厳格な滞留規制が課せられている。原則、移動する資金の額、資金を移動する日（期限）又は資金の移動先が明らかでない為替取引に関する債務を負担することはできない。第三種資金移動業は、1件あたりの送金額の上限が5万円であり、かつ受け入れ可能な利用者資金が5万円に限定されている（資金決済法第36条の2、第51条の2、3、資金決済法施行令第17条の2）

※2　ただし、電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットは適用外

（参考）資金移動業者・信託会社・銀行の現行規制の概要

	資金移動業者	管理型信託会社	運用型信託会社	銀行
参入規制	一種：認可制、二・三種：登録制	登録制 ※3年毎に更新	免許制	免許制
送金上限規制	一種：なし 二・三種：あり （二種は100万円、三種は5万円）	（資金決済法上の特定信託会社として 特定信託受益権の為替取引を行う場合） あり（100万円を超える為替取引を行う場合は 業務実施計画を定め、内閣総理大臣の認可が必要）		上限なし
利用者資金の受入れ等	原則、為替取引に用いるための資金のみ顧客から受け入れることが可能 ※一種には厳格な滞留規制が課される（原則、送金額/送金日（期限）/送金先が明確な場合のみ資金を受け入れ、事務処理期間を超えて資金を滞留させてはならない）	金銭の信託の引受けが可能 ※管理型信託会社は委託者等からの指図による管理等のみを行う		預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けが可能
業務範囲規制	なし ※公益に反する他業を除く	あり		あり
財産的基礎等	適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎 ※原則、最低要履行保証額として履行保証金1,000万円の供託が必要	最低資本金：5,000万円 営業保証金：1,000万円	最低資本金：1億円 営業保証金：2,500万円	最低資本金（20億円）、 自己資本比率規制　等
預かった資金の保全	全額保全（供託・保全契約・信託契約等） ※三種は預貯金等管理も可	忠実義務、善管注意義務、分別管理義務　等		預金保険制度の対象
議決権・株主・委託先等に関する規制	なし ※業者から委託先への指導等は必要	議決権取得等制限なし 主要株主の届出制 委託先の適切な監督		議決権取得等制限あり 主要株主・銀行持株会社に関する規制あり 銀行代理業者に関する規制　等
報告・監督体制	事業報告書・資産保全状況等の定期報告 業務改善命令・立入検査　等	事業報告書の作成・提出 業務改善命令・役員等の解任・立入検査　等		業務報告書の作成・提出 業務改善命令・役員等の解任・立入検査　等
AML／CFT関連の規制	犯罪収益移転防止法上の「特定事業者」 ※一種は他の種別と比して充実した体制整備が求められる	犯罪収益移転防止法上の「特定事業者」		犯罪収益移転防止法上の「特定事業者」

（参考）電子決済手段（ステーブルコイン）の発行者に関する海外の規制状況

- 多くの国においてステーブルコインの発行は**許認可制**であり、発行体には一定の自己資本や準備金の保有を求められている。
- 多くの国で**分別管理が義務付け**られており、破産時も弁済がなされるための**倒産隔離**の規定が設けられている。

国名	法令名	参入規制	資産保全方法	資産保全頻度
米国①	GENIUS法 （2027年1月施行予定）	規制当局による**許可制**で、 (i)預金保険対象の預金取扱機関の子会社、 (ii)連邦（OCC）認可の非銀行会社等、 (iii)州認可の発行体　のいずれか ※財務要件を含む一部要件は、監督当局に委任	分別管理 倒産隔離	常時保全 毎月の検証・報告
EU②	MiCA （施行済）	規制当局による**認可制**で、 **信用機関**又は**電子マネー事業者**	分別管理 倒産隔離	常時保全 （重要と判断されたトークン※2:）6か月ごとの監査・報告
英国③	<システミック・ステーブルコイン※1> FSMA及びBOE・FCAによる実施規則 （FSMAは施行済、実施規則は未施行）	FCAによる**認可制** ※ 財務要件として、6か月間の営業費用又は事業再建若しくは撤退に要する費用のいずれか高い金額の保持、その他リスクに応じた準備金が必要（BOE行為準則）	<FCA規則> 法定信託による分別管理 倒産隔離	<FCA規則> 各営業日ごとの算定・補填
	<非システミック・ステーブルコイン※1> FSMA及びFCAによる実施規則 （FSMAは施行済、実施規則は未施行）	FCAによる**認可制** ※ 財務要件として、£35万の最低自己資本金、固定営業費用3か月分、発行ステーブルコインの平均残高の1%のいずれか高い金額の保持、その他リスクに応じた準備金が必要（FCA規則）	同上	同上
シンガポール④	決済サービス法 改正案 （パブコメ段階）	**ライセンス制** ※財務要件については、MASが定める財務要件を満たすことが求められ、また、事業リスク等を踏まえた追加的な財務要件が課され得る	分別管理 倒産隔離	常時保全 MASの定める頻度での監査・報告

（注）
※1 システミックな決済手段として利用されるステーブルコイン（システミック・ステーブルコイン）とは、英国で広く利用され、金融の安定性にリスクをもたらし得る重要なものであると英国財務省により判断されたステーブルコインのこと。これに該当しないステーブルコインをシステミックな決済手段ではないステーブルコイン（非システミック・ステーブルコイン）という。
※2 大規模な顧客基盤、高い時価総額、多数の取引等の一定の基準を満たすことで欧州銀行監督機構（EBA）により重要（significant）と判断されたトークンのこと。

（出典）
①GENIUS Act（2025年7月成立、2027年1月施行予定）、②MiCA（2024年12月完全施行）
③BOE「Sterling-denominated systemic stablecoins」（2026年6月公表）、「Bank of England's draft Code of Practice for sterling-denominated systemic stablecoin issuers」（2026年6月公表）、FCA「PS26/10 Crypto Regime Stablecoin issuance」（2026年6月公表）、「2026/36 CRYPTOASSETS (STABLECOINS) INSTRUMENT 2026」（2026年6月公表）、「PS26/12- A Prudential Regime for Cryptoasset Firms」（2026年6月公表）
④MAS「Consultation on Proposed Amendments to the Payment Services Act for Stablecoin Regulation」（2026年9月公表）

資金決済法における電子決済手段等取引業の主な規制

参入形式		登録
対象行為		① 電子決済手段の売買、他の電子決済手段との交換 ② ①の行為の媒介・取次ぎ・代理 ③ 他人のために行う電子決済手段の管理 ④ 資金移動業者を代理して未達債務の増減を行う行為
主体		株式会社
財務要件		• 資本金1,000万円以上 • 純資産が負の値でないこと
受託資産の管理		• 利用者の電子決済手段の信託又は分別管理 • 利用者の電子決済手段の管理状況の外部監査 • 利用者の金銭の信託
利用者保護措置		• 利用者への情報提供・説明義務 • 利用者の金銭その他の財産の受託の原則禁止 • 不適切な電子決済手段を取り扱わないための措置　　等
広告規制		• 一定の事項の表示義務（例：特定電子決済手段等取引業者の商号） • 特定電子決済手段等取引契約の締結による利益の見込み等の事項について著しく事実に相違する表示及び著しく人を誤認させる表示の禁止
その他	情報の安全管理	情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置
	委託先管理	当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置
AML/CFT		犯収法に基づく義務（取引時確認、疑わしい取引の届出、トラベルルール等）

Ⅱ　電子決済手段（ステーブルコイン）の裏付け資産について

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」説明資料（2025年３月）（抄）を一部更新

法改正前

○　信託型ステーブルコインの発行者は、**発行額に相当する裏付け資産の全額を要求払預貯金で保有する必要**。

○　一方、海外では、ステーブルコインの裏付け資産として、**短期国債等も認められている**。

（注１）日本においては、他の主要国に先行して2022年にステーブルコインに係る規制を導入（2022年６月公布）。

法改正後

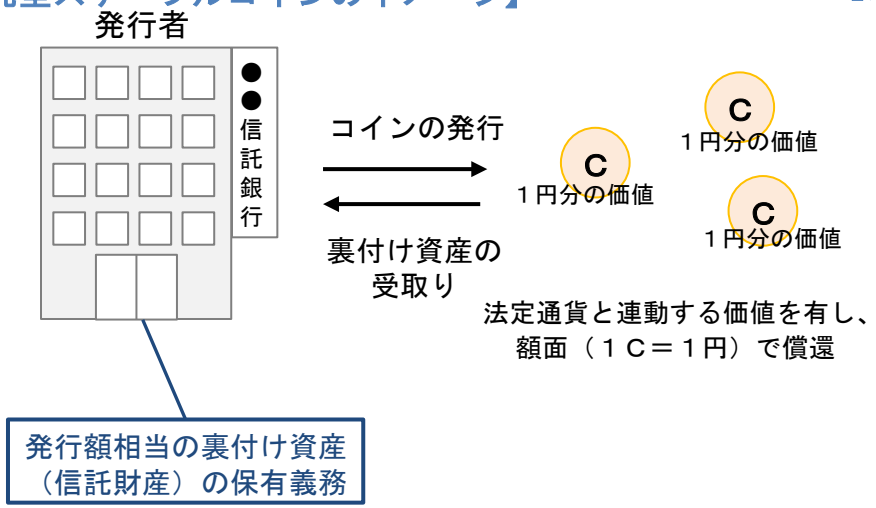
（2025年６月公布、2026年６月施行）

○　**発行額の50%を上限**に、元本を毀損しない形（注２）で、①**満期・残存期間３か月以内の国債**や、②**中途解約が認められる定期預金**による管理・運用を認める。【法第２条第９項】

（注２）内閣府令において、①について、裏付け資産が減少した場合に委託者（電子決済手段等取引業者）が追加拠出する義務を、②について、元本欠損が生ずるおそれのないものであることを定めている。

○　信託型ステーブルコインの価値の安定を確保しつつ、一定の国債・定期預金による管理・運用を認めることで、国際競争力を強化。

【信託型ステーブルコインのイメージ】



【海外の規制概要】（※2025年3月時点）

	預金	国債	その他債券等
米国（NY州）	○	○ 残存期間３か月以内	△ MMF（当局が個別に上限割合を承認）
EU	○	○ 発行額の70%を上限（当局により重要と判断されたトークンは40%）	
英国（規制案）	○	○ 残存期間１年以内	×
シンガポール（規制案）	○	○ 残存期間３か月以内	△ 信用格付が「AA-」以上の国際機関が発行する債券

（参考）金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書（抄）（2025年１月22日）

■ 2022年改正資金決済法では、特定信託受益権（3号電子決済手段）の裏付け資産は、要求払預貯金による管理のみを認めていたが、国際的な動向を踏まえ、2025年改正資金決済法において柔軟化した。

■ 運用方法は要求払預貯金のほか、信用リスク・価格変動リスク及び流動性リスクの低いと考えられる、満期・残存期間3か月以内の国債、満期前の中途解約が常時認められ、信託財産の減少が生じない定期預金を認めた。

資金決済制度WG報告書

Ⅲ－3 特定信託受益権（3号電子決済手段）の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

1. 現状及び課題

電子決済手段（ステーブルコイン）[1]は、法定通貨と連動する価値を有し額面で償還を約するもの等を指す。また、電子決済手段の一つである特定信託受益権の発行者（信託受託者）は、信託財産のみをもって償還請求に応じる責任を負うため、信託財産が減少した場合、保有者が償還を受けることができる金額も減少する。これらを踏まえ、特定信託受益権の発行見合い金については、法定通貨との価値の連動及び額面での償還を確実なものとするため、その全額を健全性に係る基準を満たす銀行等への要求払預貯金で管理することが求められている。

他方、日本がそのような規制を導入（2022年公布）した後、米国やEU等の他の主要法域ではステーブルコインの裏付け資産として国債を含む預金以外での運用を認める規制の導入や規制案の提示が行われた。

2. 見直しの内容

国際的な動向を踏まえ、特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法を要求払預貯金以外に柔軟化することが考えられる。ただし、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法としては、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低い資産の保有に限ることとし、さらに、こうした資産の組入比率には一定の上限を設けることが考えられる[2]。また、為替リスクを回避するためには、電子決済手段と運用対象資産が同じ通貨建てである場合に限ることが考えられる。具体的な制度の枠組みについては、以下（1）～（4）のとおりとすることが考えられる。

（1）運用対象資産[3]

信用リスクがなく、価格変動リスク及び流動性リスクも総じて限定的と考えられる国債による運用を認めることが考えられる。また、定期預金についても、健全性に係る基準を満たす銀行等を預け入れ先とし、かつ、満期前の中途解約が常時認められるものに限定すれば、現行の要求払預貯金による管理方法と同程度に安全という評価が可能であると考えられる。

1　いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいうものと考えられる。現行法においては、このうち、法定通貨の価値と連動した価格（例：１コイン＝１円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）であること等の一定の要件を満たすものについて「電子決済手段」（資金決済法第２条第５項）と定義しており、アルゴリズム型ステーブルコイン等、これに当てはまらないものも存在する。電子決済手段は、より具体的には以下の４つに分類されている。

１号電子決済手段は、物品購入等のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券等を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（ただし、３号電子決済手段に該当するものを除く。）をいう。

２号電子決済手段は、不特定の者を相手方として１号電子決済手段と相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（ただし、３号電子決済手段に該当するものを除く。）をいう。

３号電子決済手段は、特定信託受益権をいう。

４号電子決済手段は、１～３号電子決済手段に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

2　特に、特定信託受益権においては、資金移動業者が発行する電子決済手段（１号電子決済手段）と異なり、発行者（信託受託者）は信託財産に属する財産のみをもって償還請求に応じる責任を負い、自らの固有財産をもって償還請求に応じる責任は負わないことから、１号電子決済手段よりも管理・運用方法の範囲を限定すべきと考えられる。なお、１号電子決済手段においては、発行見合い金を履行保証金信託契約に基づく信託により保全することが認められているところ、その場合は信託財産を一定の債券で運用することが可能である。

3　現行法上認められている要求払預貯金を含め、預貯金の預け入れ先の分散を義務付ける規制を導入することの要否についても将来的な課題として検討する必要があるとの意見もあった。

（参考）金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書（抄）（2025年１月22日）

■ なお、そうした裏付け資産の組入比率には一定の上限（50%）を設けつつ、国債価格の変動により信託財産が減少した場合には、委託者（電子決済手段等取引業者）が追加拠出する義務を課した。

資金決済制度WG報告書（続き）

Ⅲ－３ 特定信託受益権（3号電子決済手段）の発行見合い金の管理・運用方法の柔軟化

2. 見直しの内容

（2）満期及び残存期間

国債は、その満期及び残存期間に応じて価格変動リスク・流動性リスクが異なる。為替リスクを生じさせないために特定信託受益権と同じ通貨建てのものに限定すること[1]を前提に、円建ての特定信託受益権については、最も価格変動リスク・流動性リスクが低いと考えられる最短期間の満期3か月の短期日本国債を運用対象として認めることが考えられる[2]。また、満期が3か月を超える日本国債であっても、取得時点における残存期間が3か月以内であれば、同様に価格変動リスクが低いと評価できるため、併せて認めることが考えられる。また、外貨建ての特定信託受益権については、当面は米ドル建て特定信託受益権の発行ニーズが想定されることや、米国債には日本国債以上の流動性が認められることから、当面は米国債に限って認めることが考えられる。この場合の満期及び残存期間については、米国ニューヨーク州の規制[3]も参考に、日本国債と同様に満期及び残存期間が3か月以内の米国債とすることが考えられる。

（3）信託財産減少リスクへの対応

市況により国債価格が下落し、信託財産が減少した場合には、減少分に相当する追加信託財産の拠出義務を信託委託者[4]に課すことが考えられる[5]。定期預金については、例えば、中途解約手数料が発生する場合にも、当該解約手数料を考慮しても元本割れが生じない商品等、信託財産の減少が生じない場合に限定して認めることが考えられる。

（4）国債及び定期預金への組入比率の上限

国債及び定期預金の組入比率の割合次第では、例えば、電子決済手段を巡る信用不安等により一斉に償還請求があった場合に迅速、かつ、確実に償還できなくなるリスクが高まる。このため、利用者保護の観点から、組入比率には一定の上限を設けることが適切と考えられる。具体的には、

- 投資信託及び投資法人に関する法律上、国債を50%を超えて組み入れるためには投資信託として組成することが必要とされており[6]、特定信託受益権としては発行できないこと、
- EUにおけるMiCA（The Markets in Crypto Assets Regulation）のステーブルコイン規制において、迅速で確実な償還を担保すべく、重要（significant）と判断されたトークン[7]については、預金以外の資産の組入比率が40%以内（重要と判断されたトークン以外は70%以内）に限定されていること

を踏まえ、上限を50%とすることが考えられる[8]。

1　現行の要求払預貯金についても、特定信託受益権と同じ通貨建てのものに限定されている。
2　国債以外にも、例えば、政府保証債や地方債等の債券による運用を認めることの是非が論点となり得るが、これらの債券については３か月債の発行が極めて限定的であること等を踏まえると、当面は対象外とすることが考えられる。
3　米国ニューヨーク州では、ステーブルコインの裏付け資産につき、残存期間３か月以内の米国債等の安全資産での運用を認めている。
4　なお、発行者（信託受託者）による信託財産の損失補填は法律上禁止されている（信託業法第24条第１項第４号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第６条）。
5　信託財産の減少時における信託委託者による追加信託財産の拠出義務の実効性に関しては、適切にモニタリングを行うことが重要との意見や、保証等の仕組みを導入することも考えられるとの意見もあった。また、例えば、日次での信託財産の価格算定を義務付けるかなどの具体的な制度設計が重要との意見もあった。
6　投資信託及び投資法人に関する法律第７条
7　大規模な顧客基盤、高い時価総額、多数の取引等の一定の基準を満たすことで欧州銀行監督機構（EBA）により重要（significant）と判断されたトークンのことをいう。
8　今後、特定信託受益権が実際に発行され、発行見合い金の管理・運用の実務やデータが積み上がった段階で、改めて上限組入比率の見直しの要否を検討することが考えられる。

資金移動業型ステーブルコインの裏付け資産

■ 1号電子決済手段の発行体として想定される第二種資金移動業者の履行保証金は、利用者資金の保全方法が供託である場合、①金銭、②国債、③地方債、④政府保証債、⑤告示で指定される②～④以外の債券が保全資産として認められている。

関係法令における規定

○　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第四十三条　資金移動業者は、次の各号に掲げる資金移動業の種別に応じ、当該各号に定めるところにより、資金移動業の種別ごとに履行保証金をその本店（外国資金移動業者である資金移動業者にあっては、国内における主たる営業所。第四十八条において同じ。）の最寄りの供託所に供託しなければならない。

一　第一種資金移動業　各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二　第二種資金移動業又は第三種資金移動業　一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日（第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。）から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

2　前項各号の「要履行保証額」とは、資金移動業の種別ごとの各営業日における未達債務の額（資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の額であって内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。以下この章において同じ。）と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額（第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあっては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額から当該各営業日における未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手続に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額）をいう。ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする。

3　履行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。第四十五条第三項において同じ。）をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

○　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

第十二条　法第四十三条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券とする。

一　国債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。）

二　地方債証券

三　政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。）

四　金融庁長官の指定する社債券その他の債券

裏付け資産の運用方法に関する海外の規制状況

■ 諸外国においても、裏付け資産に関する規制の方向性は示されつつあるが、多くは未施行である。

	法令名	法制化進捗	運用可能な資産	組入れ割合	資産保全頻度
米国①	GENIUS法	2027年1月 施行予定	(i) 米国通貨、要求払預金、中央銀行準備金、 (ii) **残存期間93日以内の国債**、 (iii) **レポ取引**、(iv) **リバースレポ取引**、 (v) **(i)～(iv)で構成されるMMF**	規定なし	常時保全 毎月の検証・報告
EU②	MiCA	施行済 *規制技術基準(RTS)は一部未採択	預貯金、**一定の条件を満たす有価証券・短期金融市場商品、レポ取引、リバースレポ取引** *MMFの取扱いは、現在検討中※1。	**30%以上を預金で管理** (重要と判断されたトークン※2の場合、60%以上とする方向で検討中)※3	常時保全 (重要と判断されたトークン※2:)6か月ごとの監査・報告
英国③	<システミック・ステーブルコイン※4> FSMA及びBOE・FCAによる実施規則	FSMA:施行済 実施規則:未施行	<BOE行為準則> 中央銀行預金、**満期6か月以内のポンド建て短期国債**及び**満期6か月以内のポンド建て英国国債を担保とした翌日物のレポ取引およびリバースレポ取引**	<BOE行為準則> **最低30%は中央銀行預金として保有** <FCA規則> **最低5%は要求払預貯金として保有**	<FCA規則> 各営業日ごとの算定・補填
	<非システミック・ステーブルコイン※4> FSMA及びFCAによる実施規則	FSMA:施行済 実施規則:未施行	<FCA規則> コア資産(**短期預金、満期1年以内の政府債券**)及び拡張裏付け資産※5(**満期1年超の長期国債、公的債務型基準固定価格MMF、レポ取引又はリバース・レポ取引**を通じて保有する資産等)	<FCA規則> **最低5%は要求払預貯金として保有**	同上
シンガポール④	決済サービス法改正案	パブコメ段階	準備資産の構成・評価はMASが定める規則に従う ※ なお、2023年のコンサルテーションペーパーでは、現金/現金同等物 並びに **残存期間が3か月以内の債券で、連動通貨の政府若しくは中央銀行、又は、信用格付が「AA-」以上の政府的及び国際的性格の両方を有する組織により発行されたもの**とされている。		常時保全 MASの定める頻度での監査・報告

(注) ※1 MMFについて、2024年6月にEBAが発出した、「裏付け資産における高流動性金融商品を定める規制技術基準(RTS)」の最終レポートにおいては、その投資対象が現地当局が指定する高い流動性を持つ金融商品(HLFI)に限定され、かつトークンの発行者が裏付け資産の集中リスクを最小化している場合は、裏付け資産として許容されうるという整理となっていた。2025年8月に欧州委員会(EC)がEBAに宛てた書簡では、MMFに関するEU規則に規定されたMMFは「高い流動性、多様化、並びに価値の安定性」の提供が確保されることを理由に、ガイドラインで明示的にMMFをHLFIに含む形で規定することを提案した。これに対して、同年10月、EBAは、資産ポートフォリオに関係なくMMFをHLFIとして扱うことは支持できない等との反対意見とともに、ガイドラインの修正案を示している状況。

※2 大規模な顧客基盤、高い時価総額、多数の取引等の一定の基準を満たすことで欧州銀行監督機構(EBA)により重要(significant)と判断されたトークンのこと。

※3 「裏付け資産における流動性要件を定める規制技術基準(RTS)」の最終レポートで示されている。また、同レポートでは、別の要件として、裏付け資産の流動性を担保するため、①日次で満期が到来する資産(1営業日前の事前通知により現金化が可能なリバースレポ及び預金を含む)の割合を20%以上(重要と判断されたトークンの場合は40%以上)とすること、及び②週次で満期が到来する資産(5営業日前の事前通知により現金化が可能なリバースレポ及び預金、並びに①に該当する資産を含む)の割合を30%以上(重要と判断されたトークンの場合は60%以上)とすることが求められている。かかる要件は、重要と判断された電子マネートークンには法律上適用されているが、それ以外の電子マネートークンにも当該要件を適用するかどうかは各国当局が必要性に応じて判断することとされている。

※4 システミックな決済手段として利用されるステーブルコイン(システミック・ステーブルコイン)とは、英国で広く利用され、金融の安定性にリスクをもたらし得る重要なものであると英国財務省により判断されたステーブルコインのこと。これに該当しないステーブルコインをシステミックな決済手段ではないステーブルコイン(非システミック・ステーブルコイン)という。

※5 裏付け資産に拡張裏付け資産を含める場合、発行者はFCAへの通知の他、リスク軽減のための体制整備等の追加的な要件を満たす必要がある。

(出典)
① GENIUS Act(2025年7月成立、2027年1月施行予定)
② MiCA(2024年12月完全施行)、EBA「Final Report Draft Regulatory Technical Standards to further specify the liquidity requirements of the reserve of assets under Article 36(4) of Regulation (EU) 2023/1114」(2024年6月公表)、EBA「Final Report Draft Regulatory Technical Standards to further specify the highly liquid financial instruments with minimal market risk, credit risk and concentration risk under Article 38(5) of Regulation (EU) 2023/1114」(2024年6月公表)
③ BOE「Consultation paper Proposed regulatory regime for sterling-denominated systemic stablecoins」(2025年11月公表)、BOE「Sterling-denominated systemic stablecoins Policy statement and consultation on draft Code of Practice」(2026年6月公表)、FCA「PS26/10 Policy Statement Crypto Regime Stablecoin issuance」(2026年6月公表)
④ MAS「Response to Public Consultation on Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-related Activities」(2023年8月公表)、MAS「Consultation on Proposed Amendments to the Payment Services Act for Stablecoin Regulation」(2026年9月公表)

ご議論いただきたい事項 （裏付け資産）

【これまでの議論】

■ 発行者の機能においては、利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において、利用者の償還請求権が保護されることが重要。

（3号電子決済手段（特定信託受益権））

■ 3号電子決済手段の発行者（信託受託者）は、信託財産のみをもって償還請求に応じる責任を負うため、信託財産が減少した場合、保有者が償還を受けることができる金額も減少することから、厳格な規制が設けられ、制度整備当初、裏付け資産（信託財産）としては、要求払預貯金のみが認められていた。

■ その後、 2025年改正資金決済法において、諸外国の動向を踏まえ、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクに留意しながら、信託財産の管理・運用を柔軟化した。具体的には、信託財産について、一定の要件を満たす銀行等に対する要求払預貯金のほか、発行額の50%を上限に、

① 満期・残存期間3か月以内の国債（価格の変動により信託財産が減少した場合には追加で信託財産を拠出する義務あり）

② 中途解約が常時認められる定期預金（信託財産の減少が生じない場合）

を認める改正を行ったところ（2026年6月施行）。

（資金移動業者が発行する1号電子決済手段）

■ 破綻時においては、第二種資金移動業者の履行保証金に応じた保全資産（優先弁済）ならびにその他資産（一般債権者）をもって、償還請求に応じることになる。供託等を行う場合の保全資産については、電子決済手段を発行しない資金移動業者等と同様に、①金銭、②国債、③地方債、④政府保証債、⑤告示で指定される②～④以外の債券が認められている。

（海外規制動向）

■ 諸外国の規制では、裏付け資産に関する規制の方向性は示されつつあるが多くは未施行であり、今後の議論状況や実態を注視していくことが必要。

【ご議論いただきたい事項】

■ 海外における規制動向を踏まえて、現行の電子決済手段の裏付け資産の制度についてどう考えるか。

Ⅲ　電子決済手段（ステーブルコイン）の100万円移転上限について

資金移動業の現行の規制概要

「第2回 金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ」事務局説明資料（2024年10月）（抄）を一部更新

- 送金サービスの多様化やキャッシュレス化の進展を踏まえつつ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意するという考え方の下、2020年の資金決済法改正においては、資金移動業に関し送金額に応じた規制の見直しが行われた。
- 具体的には、従来、資金移動業者が取り扱うことができる送金には、上限額（1件当たり100万円）が設けられていたが、それに加え、1件当たり100万円を超える高額送金を取り扱うことができる類型（高額類型）と1件当たり5万円以下の少額送金を取り扱う類型（少額類型）を設け、**送金額に応じて、参入規制や利用者資金の滞留、利用者資金の保全方法等について差異を設けている**。

	第一種資金移動業 （高額類型） ［認可制］	第二種資金移動業 （従来類型） ［登録制］	第三種資金移動業 （少額類型） ［登録制］
送金上限額	上限なし	100万円以下/件	5万円以下/件
利用者資金の滞留	原則滞留不可 送金額・送金日（送金期限）・送金先が明確な場合のみ資金を受け入れ、原則、事務処理に必要な期間を超える滞留は不可	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下
利用者資金の保全方法	供託/保証/信託等で全額保全		左記に代えて預金管理も可
	営業日ごとに必要額を算定し、2営業日以内に保全	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全	
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

Ⅲ 資金移動業者が電子決済手段を発行する場合における送金上限規制と滞留規制

■ 資金移動業者が、電子決済手段の発行者として為替取引を行う場合、**自ら又は電子決済手段等取引業者における管理や移転について、送金上限規制や滞留規制等が適用**されている。

（参考）事務ガイドライン　14. 資金移動業者関係　（抄）

Ⅳ－2 電子決済手段を発行する場合の留意点

（中略）

⑴ 滞留規制

電子決済手段等取引業者（法第62条の８第２項の規定により**電子決済手段等取引業者とみなされる資金移動業者を含む**。以下Ⅳ－2において同じ。）**が管理するウォレットにおいて、利用者**（電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第 48 号）第１条第２項第１号に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。）を除く。以下Ⅳ－2において同じ。）**の電子決済手段の額が１人当たり 100 万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢が整備**されているか。また、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、**自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用者に償還を請求するよう求め、利用者がこれに応じない場合、利用者への電子決済手段の償還その他の当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備**されているか。なお、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、Ⅳ－１－１を参照するものとする。

⑵ 移転上限

電子決済手段等取引業者が利用者の指図により電子決済手段を移転させる場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。）、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、当該移転の１件当たりの金額が100万円を超えないようにするための措置を講ずる態勢が整備されているか。

（注）**第二種資金移動業者が利用者に対し電子決済手段を発行する場合（電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに発行する場合に限る。）も同様に留意する必要**がある。ただし、電子決済手段等取引業者等が第二種資金移動業者から電子決済手段の発行を受ける場合には、この限りではない。

資金移動業者における資産保全について

■ 資金移動業者における**利用者資金の保全については、倒産隔離を図りつつ、事業者負担を考慮し、**供託や金融機関等の保証、信託銀行等への信託を認めるなど、**事業者が参入しやすいよう配慮した制度**となっている。

■ 資金移動業者には、保全方法によって違いがあるものの、**保全された資産の返還に一定の時間がかかるうえ、未達債務の額に比して保全額が充分でない可能性や債権申出を行わない利用者が不利益を被る可能性**がある。

業者破綻時に保全額が充分でない可能性

□ 第二種資金移動業者は、利用者資金の保全に関し、

・ 週1回、1週間における要履行保証額(注)の最高額以上の額を、

・ その週の末日から3営業日以内に保全しなければならない、

とされている[資金決済法第43条、資金移動業者に関する内閣府令第11条第2項等]。

(注)1週間より短い期間を設定することも可能

□ このため、例えば**第二種資金移動業者の利用者資金が急増し、要履行保証額の保全を行うまでの間に業者が破綻したような場合**には、**未達債務の額に比して保全額が充分でない可能性**がある。

財務局への債権申出を行わない利用者が不利益を被る可能性

□ 資金移動業者の破綻時、供託を通じて返還が行われる場合、財務局は、利用者(債権者)に対し、

・ 債権の申出をすべきこと、

・ **申出をしないときは以後の手続から除斥される**べきこと、

を公示するなど、必要な措置をとることとされている[資金決済法第59条第2項]。

□ 申出をせず手続から除斥された場合、一般債権者として取り扱われ、**債権の全額は配当されない可能性**がある。

外国電子決済手段について

■ 外国電子決済手段の場合、国内に発行者がいなくても、電子決済手段等取引業者が資産保全等の措置を講じることによって、国内での取扱いが可能となるが、その際、第二種資金移動業者が発行する電子決済手段を取り扱う場合と同等の措置が求められ、具体的には、１件あたり100万円を超える電子決済手段の移転の指図を受けられないこととされている。

（注）国内の１号電子決済手段の発行者は、第二種資金移動業の登録等が必要であり、この場合、100万円の送金上限がかかる。

	１号電子決済手段	３号電子決済手段 （特定信託受益権）	外国電子決済手段
想定される発行者	第二種資金移動業者	信託会社等	外国の事業者
資産保全義務の対象	発行者	発行者	電子決済手段等取引業者
資産保全義務の内容	・供託 ・履行保証金保全契約 ・履行保証金信託契約　等	・銀行等への預貯金 ・発行額の50%を上限に、①満期・残存期間3か月以内の国債や②中途解約が認められる定期預金	・履行保証金保全契約 ・履行保証金信託契約　等 と同等の契約を締結する方法
送金上限	100万円	なし	100万円

外国電子決済手段に係る海外の規制状況

- 米国では、国外で発行されたステーブルコインの取扱いに際して自国と同等と認められる制度の下での規制・監督を求めている。
- EUでは、そもそもEU域外で発行されたステーブルコインの取扱いを認めていないことに加え、非EU通貨建てステーブルコインについて取引件数・合計額の上限措置を設けている。

国名	法令名	制度概要
米国①	GENIUS法 （2027年1月施行予定）	□ 決済用ステーブルコインは、米国法令に基づき、**許可された者**（permitted payment stablecoin issuer）**以外の国内の発行が禁じられる**ものの、例外として、**米国と同等の規制・監督制度と認定された制度の下で規制・監督されている外国の発行者については、米国当局への登録や十分な準備資産の国内保有**（相互承認協定により別段の取扱いが認められる場合を除く）**等の条件を満たした場合、発行することが認められる**。 （注）**相互承認規定については、法成立**（2025年7月18日）**後2年以内に整備する**こととされている。 □ デジタル資産サービス提供者（digital asset service provider）においては、外国の発行者が上記の米国当局への登録等の条件を満たすことに加え、連邦法に基づく差押え・凍結命令等の法的命令（lawful order）や相互承認協定の遵守が技術的に可能な場合を除き、外国の発行者が発行する決済用ステーブルコインの募集又は販売等をすることを禁止している。
EU②	MiCA （施行済）	□ 電子マネートークン（単一の通貨に裏付けられたステーブルコイン等）については、EU規制に基づき、**認可された者**（信用機関又は電子マネー業者かつ当局に届け出たホワイトペーパーを公開している者）**以外の域内の発行が禁じられている**。 □ くわえて、**EU加盟国の法定通貨以外の通貨建ての電子マネートークンについては、**単一通貨圏内における交換手段としての使用に関連する**四半期における1日当たりの推定平均取引件数と取引合計額が、それぞれ100万件と2億ユーロを超える場合、**発行者は、**当該トークンの発行の停止等の措置を講じる必要**。 □ 暗号資産サービス業者においては、MiCAのもと認可された者以外が発行する電子マネートークンについての募集（offer to the public）・上場（admission to trading）が禁じられているほか、顧客のための保管・管理（custody and administration）や、移転（transfer services）を含む暗号資産サービス全般の提供を原則として行うべきでないとされている。

①GENIUS Act（2025年7月成立、2027年1月施行予定）
②MiCA（2024年12月完全施行）、ESMA「Opinion On the provision of crypto asset services in relation to non-MiCA-compliant asset-referenced tokens and e-money tokens」（2026年10月8日公表）

Ⅲ

ご議論いただきたい事項（100万円の移転上限）

【現行制度の趣旨】

- 資金移動業者については、厳格な規制が課せられている銀行等と異なり、事業者が参入しやすいよう配慮した制度となっていることを踏まえ、送金上限規制と滞留規制の下、為替取引が認められている。

- 資金移動業者は、送金額に応じて、①高額類型（第一種資金移動業者）、
②従来類型（第二種資金移動業者）、③少額類型（第三種資金移動業者）
があり、類型に応じて、参入規制や利用者資金の滞留、利用者資金の保全方法等について差異を設けている。
利用者資金の保全については、第二種資金移動業者は、週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全する必要があることとされており、仮に第二種資金移動業者の利用者資金が急増し、要履行保証額の保全を行うまでの間に業者が破綻したような場合には、未達債務の額に比して保全額が充分でない可能性がある。また、供託を通じて返還が行われる場合には、債権申出を行わない利用者が不利益を被る可能性がある。

- 電子決済手段を発行する行為は、基本的に為替取引に該当し、実質的に、第一種資金移動業者に課せられている厳格な滞留規制（資金の移動額・移動期限・移動先等が明らかでない為替取引に関する債務を負担することができない）を満たすことが難しいため、第二種資金移動業者として行うことが想定され、100万円の送金上限規制や滞留規制等が適用されている。利用者資金の保全や供託を通じた返還についても、他の第二種資金移動業者同様の制度となっており、業者破綻時には上記同様のリスクが存在する。

- 外国電子決済手段についても、第二種資金移動業者が発行する電子決済手段を取り扱う場合と同等の利用者保護措置として、100万円の送金上限規制や滞留規制等が適用されている。なお、諸外国においても、米国では国外で発行されたステーブルコインの取扱いに際して自国と同等と認められる制度の下での規制・監督を求めており、EUではそもそもEU域外で発行されたステーブルコインの取扱いを認めていないことに加え、非EU通貨建てステーブルコインについて取引件数・合計額の上限措置を設けている。また、認められている裏付け資産の範囲は国によって異なるため、外国電子決済手段の同等性を評価する際にはこの点にも留意する必要がある。

【ご議論いただきたい事項】

現行制度の趣旨などを踏まえ、100万円の移転上限についてどう考えるか。

Ⅳ　電子決済手段（ステーブルコイン）のレンディングについて

2026年改正金商法における暗号資産の借入れ規制の概要

■ 暗号資産の借入れについては、2026年改正金融商品取引法において、暗号資産取引業の対象に追加し、借り入れた暗号資産に関する業規制を課すこととしている。

2025年12月10日　金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告書（抄）

Ⅲ　求められる対応
4．業規制
（2）個別論点
キ．暗号資産の借入れ

個人投資家等から暗号資産を借り入れて、ステーキング[1]や再貸付け等により運用し、一定期間経過後に貸借料を付して利用者に返還するビジネスが行われている。ステーキング自体はオンチェーンで行われることが中心であるが、個人投資家等に対しては事業者がステーキングサービス[2]を提供しているケースが広がっている状況にある。こうしたビジネスでは、事業者（借主）が借り入れた暗号資産について、現行の暗号資産の管理に係る規制が及ばないことに加え、利用者（貸主）が事業者の信用リスク（スラッシング[3]等の対象となるリスクを含む。）や暗号資産の価格変動リスクを負うことになると考えられる。

現行法では、他人から暗号資産を借り入れる行為は、暗号資産の管理に該当しなければ[4]、暗号資産交換業の登録は不要とされている[5]。しかし、上記のような暗号資産の借入れを伴うビジネスは、利用者からみればリスクをとってリターン（貸借料）を追求する行為であるため、利用者保護の観点から、金商法の規制対象とし、以下のような借り入れた暗号資産に関する適切な体制整備義務や行為規制を課すことが適当である。なお、規制内容の詳細については、適切な水準とすることが重要であり、また、必要な経過措置も検討すべきである。

- 再貸付先の貸倒れや、事業者（借主）が更にステーキングを委託する場合の委託先におけるスラッシング等に関するリスク管理体制の整備義務
- 暗号資産のうち自己で保管するものについて、安全に管理するための体制整備義務
- 利用者へのリスク説明義務や広告規制

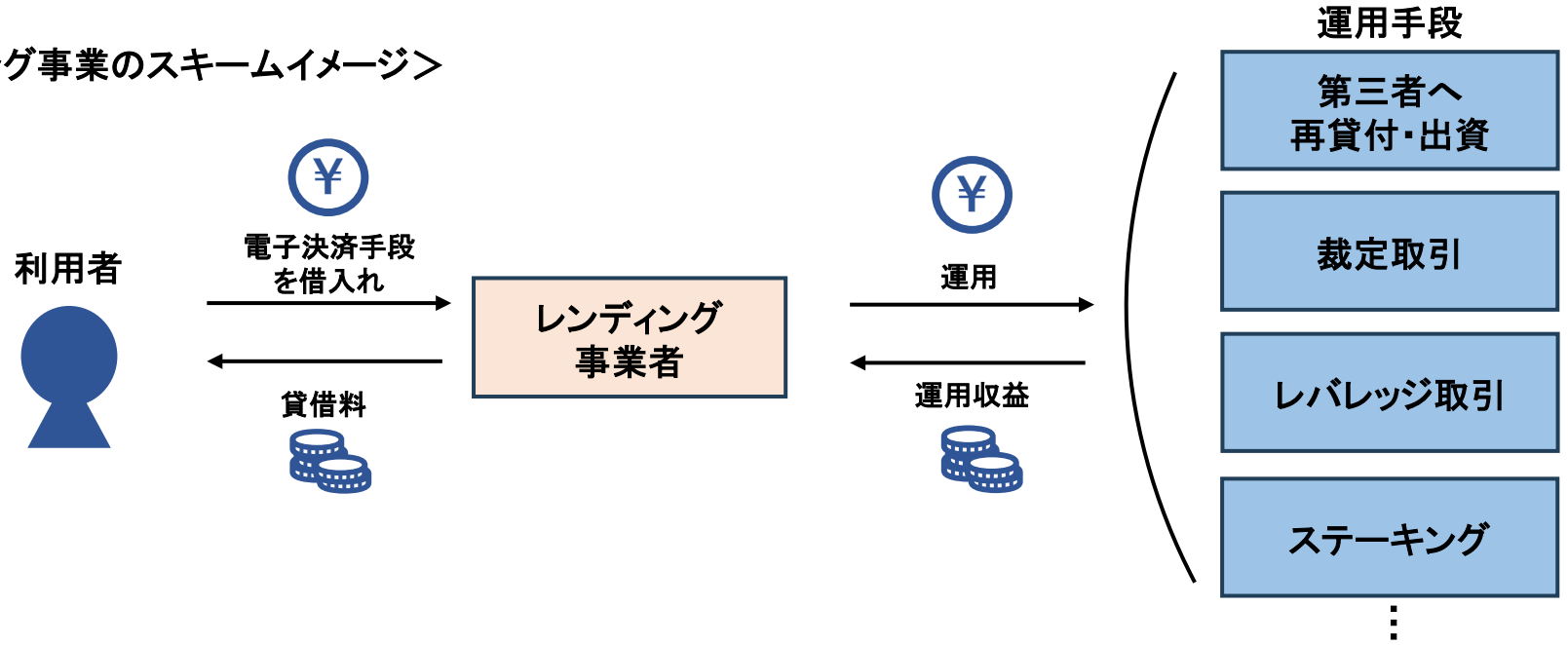
なお、機関投資家や個人が交換業者から借り入れる場合のような、対公衆性のない借入れは業規制の対象としないことが適当と考えられる。

1 暗号資産を担保として差し出し、ブロックチェーンの安定稼働のための活動に参加した対価としての報酬を暗号資産で受け取ることができる仕組みをいう。
2 利用者の代わりに暗号資産をステーキングに供し、その結果得られた報酬を利用者に分配するサービスをいう。
3 ステーキング中の不正行為等に対する制裁として、ステーキングに供した暗号資産が没収されることをいう。
4 利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど、暗号資産の借入れと称して、実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には、暗号資産の管理に該当する。
5 交換業者が暗号資産の借入れを行う場合には、交換業者が借り入れた暗号資産は分別管理や優先弁済の対象とならないことの表示や債務の残高を適切に管理するための体制整備が求められるものの、借入れ自体について適切な体制整備を行うことは求められていない。

電子決済手段（ステーブルコイン）のレンディングビジネスについて

- 利用者の電子決済手段を一定期間借り入れ、運用収益を元手に、利用者へ貸借料を支払うビジネス（電子決済手段の借入れ（以下、レンディングとする））が存在。
- 現状、電子決済手段のレンディングを行う業者に対する包括的な規制は存在しないものの、電子決済手段等取引業者がこれを行う場合、借り入れた電子決済手段が分別管理されるわけではないことの説明や、過大な借り入れが生じないよう債務残高を適切に管理するための体制整備が求められる。
- 電子決済手段の主な運用手段としては、以下のものが考えられる。
 - ・借り入れた電子決済手段の第三者への再貸付・出資
 - ・暗号資産（ビットコイン等）の裁定取引
 - ・暗号資産（ビットコイン等）と交換し、ポジションを構築した上での運用（レバレッジ取引）
 - ・DeFi取引所におけるステーキング

＜レンディング事業のスキームイメージ＞



電子決済手段（ステーブルコイン）のレンディングと出資法

■ 電子決済手段のレンディングについては、暗号資産と異なり、出資法の預り金規制との関係にも留意する必要がある。

関連条文

○ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）

第二条　業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。
2　前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。
　一　預金、貯金又は定期積金の受入れ
　二　社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

○ 事務ガイドライン　2. 預り金関係　（抄）

2－1－1 出資法第2条について
(1) 一般大衆から預り金の受入れを行い、その業務がひとたび破綻をきたすようなことがあれば、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、社会の信用制度と経済秩序を乱すこととなる。このため、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第2条は、一般大衆の保護と信用秩序の維持の観点から、他の法律において特別の規定のある者（例えば、銀行法に基づく銀行等）を除き、「預り金」を禁止しているものである。
(2) 「預り金」とは、同条第2項において、預金等と同様の経済的性質を有するものとされており、次の4つの要件のすべてに該当するものとされている。
　① 不特定かつ多数の者が相手であること
　② 金銭の受け入れであること
　③ 元本の返還が約されていること
　④ 主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること

○ 事務ガイドライン　14. 資金移動業者関係　（抄）

Ⅱ－2－2－1－1（6）為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金（電子決済手段に係る利用者の資金を含む。）を保有しないための措置
（注1）利用者の資金の残高に利息を付す場合などについては、為替取引に利用する以外の目的での利用者の資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。**

電子決済手段（ステーブルコイン）のレンディングに関する海外の規制状況

- 米国・EU・シンガポールにおいて、現在、レンディングに係る規制は導入されていない。
- 英国においては、ステーブルコインのレンディングを行うためにはFCAの認可を得る必要がある。シンガポールは、現在検討中の規制案において、発行者によるレンディングを禁止する規定を設けている。
- なお、これらのレンディング規制について、暗号資産とステーブルコインで扱いに差異を設けているものはない。

国名	法令名	レンディングに係る規制の状況	備考
米国①	GENIUS法 （2027年1月施行予定）	**未規制**	—
EU②	MiCA （施行済）	**未規制** （コンサルテーションを実施中）	MiCAの見直しに向けて、現在、現行制度を検証するためのコンサルテーションが実施されており、同コンサルテーションでは「暗号資産の貸付け及び借入れは規制されるべきと考えるか。貸付・借入れに適用される規制上の主要な要素は何であるべきだと考えるか。」との質問項目が含まれている。
英国③	<システミック・ステーブルコイン※1> FSMA及びBOE・FCAによる実施規則 （FSMAは施行済、実施規則は未施行）	**認可制・一部の形態については禁止**	＜BOE行為準則＞ **発行体が裏付け資産を利用した金銭又は資産の借り入れ又は貸付を禁止**している。 ＜FCA規則＞ **ステーブルコインを含む暗号資産の借り入れ又は貸付をする場合には、認可を受ける必要**があり、認可を受けた暗号資産事業者については、顧客への情報提供義務、過剰担保義務、担保の再利用制限、取引報告・定期報告義務等が課せられることになる。
	<非システミック・ステーブルコイン※1> FSMA及びFCAによる実施規則 （FSMAは施行済、実施規則は未施行）	**認可制**	＜FCA規則＞ **ステーブルコインを含む暗号資産の借り入れ又は貸付をする場合には、認可を受ける必要**があり、認可を受けた暗号資産事業者については、顧客への情報提供義務、過剰担保義務、担保の再利用制限、取引報告・定期報告義務等が課せられることになる。
シンガポール④	決済サービス法 改正案 （パブコメ段階）	**発行体については禁止**	**発行体はMAS規制対象ステーブルコインの発行及びこれに付随する業務（送金・移転の手配や保管管理等）のほか、MASが認める業務を除き、他業は禁止**されている。

（注）
※1 システミックな決済手段として利用されるステーブルコイン（システミック・ステーブルコイン）とは、英国で広く利用され、金融の安定性にリスクをもたらし得る重要なものであると英国財務省により判断されたステーブルコインのこと。これに該当しないステーブルコインをシステミックな決済手段ではないステーブルコイン（非システミック・ステーブルコイン）という。

（出典）
①GENIUS Act（2025年7月成立、2027年1月施行予定）
②MiCA（2024年12月完全施行）、EC「TARGETED CONSULTATION ON THE REVIEW OF REGULATION ON THE MARKETS IN CRYPTO-ASSETS (MICA) 」（2026年5月公表）
③BOE「Sterling-denominated systemic stablecoins」（2026年6月公表）、「Bank of England's draft Code of Practice for sterling-denominated systemic stablecoin issuers」（2026年6月公表）、FCA「2026/41 CRYPTOASSETS (LENDING, BORROWING AND STAKING) INSTRUMENT 2026」
④MAS「Consultation on Proposed Amendments to the Payment Services Act for Stablecoin Regulation」（2026年9月公表）

電子決済手段（ステーブルコイン）への付利に関する海外の規制状況

- 米国・EUでは、法律において発行体による付利が禁止されており、特にEUでは発行体以外による付利についても一定の場合については禁止されている。
- 英国では、発行体による付利は基本的に禁止されており、発行体以外による付利についても一部については禁止されている。

国名	法令名	付利に係る規制の状況		備考
		発行体	発行体以外	
米国①	GENIUS法 （2027年1月施行予定）	**禁止**	**審議中**	**発行体が、ステーブルコインの保有・使用・保持のみに関連して、その保有者に対していかなる形態でも利息・利回りを支払うことを禁止**。デジタル資産サービス提供者（取引所、ブローカー及びその関連会社を含む主体）が利息を提供できるかについては、CLARITY法案において現在審議中。
EU②	MiCA （施行済）	**禁止**	**一部禁止**	MiCAの見直しに向けて、現在、現行制度を検証するためのコンサルテーションが実施されており、同コンサルテーションでは、MiCAが**発行者、募集者（offeror）、又は暗号資産サービス提供者（CASP）が、利息又は利息に相当するあらゆる報酬を付与することを禁止している**ことが明らかにされている。
英国③	〈システミック・ステーブルコイン※1〉FSMA及びBOE・FCAによる実施規則（FSMAは施行済、実施規則は未施行）	**禁止**	**一部禁止**	〈BOE行為準則〉 発行体による利息・収益の支払いは以下のように整理。 ・**発行体が、ステーブルコインの保有又は保有継続に関連して、保有者に対して直接又は間接に利息・収益を支払う場合は禁止**（保有期間を基準として算定された支払いを含む）。他方、ステーブルコインを決済手段として利用することと整合する、取引行為に基づく報酬・利益・インセンティブ（ステーブルコインの保有又は保有継続に起因しないもの）は、禁止されない。 ・利息の提供を行う際の資金源が、裏付け資産から賄われる収益のみならず、発行体のその他の収益源によって賄われる場合は禁止。 第三者による利息・収益の支払いに関しては、第三者が保有者に対して支払いを行う仕組みを介して、**発行体から受領した利益に依存する形で、第三者がステーブルコインの保有期間のみを基準として算定して支払いを行う場合も、発行体による利息支払いとして禁止される可能性が高い**とされている。
	〈非システミック・ステーブルコイン※1〉FSMA及びFCAによる実施規則（FSMAは施行済、実施規則は未施行）	**禁止**	**一部禁止**	〈FCA規則〉 ・**発行体は保有者に対して直接又は間接に利息又は収益を支払うことは禁止**（保有期間に応じて付与されるインセンティブも含む）。他方、保有期間と関連しない利益については一定の場合に限り提供することを容認。 ・裏付け資産から生じる利息その他の利益について、**発行体がこれを第三者に移転し、その第三者を介して保有者へ提供することも禁止。第三者が自己の顧客に対し、自己の資金によって報酬を支払うことは禁止されない**。
シンガポール④	決済サービス法改正案 （パブコメ段階）	**禁止**	**未規制**	ステーブルコインを「決済手段」として位置付け、投資商品・貯蓄商品化を防止する観点から、**発行体は、ステーブルコインの保有又は残高に直接的又は間接的に起因する利息、リターン、又はその他の利益を保有者に支払うことを禁止**されることを提案。なお、この禁止は、発行者と第三者との間における収益分配契約、販売・流通契約、サービス契約、その他の商業的取決めには適用されない。

（注）※1 システミックな決済手段として利用されるステーブルコイン（システミック・ステーブルコイン）とは、英国で広く利用され、金融の安定性にリスクをもたらし得る重要なものであると英国財務省により判断されたステーブルコインのこと。これに該当しないステーブルコインをシステミックな決済手段ではないステーブルコイン（非システミック・ステーブルコイン）という。

（出典）
①GENIUS Act（2025年7月成立、2027年1月施行予定）
②MiCA（2024年12月完全施行）、EC「TARGETED CONSULTATION ON THE REVIEW OF REGULATION ON THE MARKETS IN CRYPTO-ASSETS (MICA) 」（2026年5月公表）
③BOE「Sterling-denominated systemic stablecoins」（2026年6月公表）、「Bank of England's draft Code of Practice for sterling-denominated systemic stablecoin issuers」（2026年6月公表）、FCA「PS26/10 Crypto Regime Stablecoin issuance」（2026年6月公表）、「2026/36 CRYPTOASSETS (STABLECOINS) INSTRUMENT 2026」（2026年6月公表）
④MAS「Consultation on Proposed Amendments to the Payment Services Act for Stablecoin Regulation」（2026年9月公表）

ご議論いただきたい事項 （レンディング）

【電子決済手段の借入れに関する議論の整理】

■ 2026年改正金商法において、事業者（借主）が借り入れた暗号資産について、暗号資産の管理に係る規制（分別管理義務、コールドウォレット管理義務）が及ばないことに加え、利用者（貸主）が事業者の信用リスク等や暗号資産の価格変動リスクを負うことになると考えられるため、利用者保護の観点から暗号資産の借入れを暗号資産取引業の対象に追加し、借り入れた暗号資産に関する業規制を課すこととしている。

■ 具体的には、以下の規制を課すことについて検討されている。
- 再貸付先の貸倒れや、事業者（借主）が更にステーキングを委託する場合の委託先におけるスラッシング等に関するリスク管理体制の整備義務
- 暗号資産のうち自己で保管するものについて、安全に管理するための体制整備義務
- 利用者へのリスク説明義務や広告規制

■ 電子決済手段のレンディングについては包括的な規制は存在しないものの、電子決済手段等取引業者がこれを行う場合、借り入れた電子決済手段が分別管理されるわけではないことの説明や、過大な借り入れが生じないよう債務残高を適切に管理するための体制整備が求められる。

■ 電子決済手段のレンディングでは、利用者（貸主）が事業者の信用リスクを負うことになる一方で、暗号資産と比べ価格変動リスクは小さいと考えられる。

■ なお、海外主要法域においては、多くの諸外国で電子決済手段のレンディングに対する業規制は現在導入されていない。

■ また、電子決済手段のレンディングについては、電子決済手段が金銭に該当する場合、出資法の預り金規制との関係についても留意する必要がある。

【ご議論いただきたい事項】

電子決済手段のレンディングにおける規制の在り方についてどう考えるか。

Ⅴ　預取発行電子決済手段（ステーブルコイン）・預金のトークン化について

V 預取発行ステーブルコイン・預金のトークン化に関するこれまでの経緯

- 預金取扱金融機関（以下「預取」）本体による1号電子決済手段の発行については、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025年1月22日）において、**「内外の情勢を見極めつつ、中長期的観点から検討することが適切」**と整理されたところ。
- その後、下表のとおり、**国内外でSC・トークン化預金に関する動向が見られたことを踏まえ、改めて論点を整理する。**

＜国内外のSC・預金のトークン化に関する動向（2025年報告以降）＞

国内における取組	□ 3メガバンクによる円建て信託型SCの共同発行に関する実証実験について、金融庁のPIPの第1号支援案件に決定（2025年11月） 当該SCについて、3メガバンクは2026年度中に実取引を開始することを公表（2026年6月） □ SBI新生信託銀行が日本初の信託型SC「JPYSC」を発行（2026年6月） □ 国内フィンテック企業（DCP）とGMOあおぞらネット銀行等によるトークン化預金送金に伴う銀行間決済に関する実証実験について、金融庁のPIPの第3号支援案件に決定（2026年4月）
国外における規制枠組みの整備	□ 米国における連邦レベルの規制枠組み（GENIUS法）の整備（2027年1月施行予定）及び、関連当局による実施規則案の公表 □ 英国における規制枠組み（FSMA等）の整備（2027年10月施行予定） □ シンガポールにおける規制枠組み（決済サービス法改正案）の整備（2026年9月コンサルテーション）
国外における動向	□ 仏国におけるSociété Généraleの子会社によるドル建てSCの提供開始（2025年6月） □ JPMorganによる機関投資家向けのパブリックチェーンを用いた預金トークンの提供開始（2025年11月） □ 香港におけるHSBCによるSCの発行（2026年10月） □ The Clearing Houseと主要銀行において、トークン化預金の銀行間決済の実現に向けた構想を公表（2026年6月） □ VISA・Mastercardや銀行、暗号資産関連企業、テクノロジー企業を含む世界140社超の参画を得て設立された新組織（Open Standard）が、ドル建てSC（Open USD）の発行を目指すことを発表（2026年6月） □ 主要国の大手銀行21行が共同会社を設立し、米ドル連動ステーブルコインの発行を目指すことを公表（2026年9月）

V

トークン化預金と1号・3号電子決済手段の比較

- 預取や資金移動業者が発行し、決済・送金手段として使用される、いわゆる「デジタルマネー」としては、いくつかの類型が存在。
- このうち**預金の枠組みが適用される「トークン化預金」や、信託銀行が発行する「信託型SC（特定信託受益権）」については、現行制度下においても預取が発行することが可能。**

		トークン化預金	3号電子決済手段 （特定信託受益権）	1号電子決済手段
預取による発行の可否		可	信託銀行による発行が可能	慎重な検討が必要
利用者財産の保全		健全性規制＋預金保険	倒産隔離された信託財産による保全	供託等による保全
流通範囲・発行者の関与		①本人確認済の者にのみ移転可能、かつ ②移転に発行者が関与	左記①、②を満たすもの・満たさないもの双方を含む	左記①又は②のいずれかを満たさない（注1）
特徴	共通	24時間365日決済やDvP取引、スマートコントラクトへの活用が期待される		
	固有	・既存の預金に係る実務との親和性が高い ・単独で発行する場合には流通範囲に制約がある（注2）	・信託スキームを取ることで、発行主体自身の信用リスクの影響を受けない	・発行、償還、管理を発行主体のみで完結することができる

（注１）金融庁の電子決済手段等取引業者関係の事務ガイドラインでは、銀行等又は資金移動業者が発行するデジタルマネーについて、（ⅰ）犯収法に基づく取引時確認をした者にのみ移転を可能とする技術的措置が講じられており、かつ、（ⅱ）移転の都度発行者の承諾その他の関与が必要となるものは、基本的には「１号電子決済手段」に該当しないことが示されている。（同ガイドラインⅠ－１－１②（注１）参照）。（ⅰ）及び（ⅱ）を満たす３号電子決済手段（特定信託受益権）は排除されていない。
（注２）後述のとおり、トークン化預金を複数の銀行間で移転する仕組みの構築に向けた動きがある。

V

預取本体によるステーブルコインの発行に関する海外の検討状況

- **預取本体によるステーブルコインの発行を禁じる法域も存在**。なお、比較に当たっては、欧州ではいわゆる「ユニバーサルバンク」制度を採る国が一般的であること、香港では民間銀行による紙幣の発行が認められていることなど、銀行法制等の違いにも留意が必要であるところ、**我が国の銀行法制と比較的類似する米国（GENIUS法）においては、預取本体によるステーブルコイン発行を原則禁じている**。
- 香港においては2026年10月に預取本体によりステーブルコインが発行されたが、銀行に対する健全性規制とは別途、倒産隔離による利用者資産の保全を求めている。また、**預取本体によるステーブルコイン発行を認める法域においても、ステーブルコインを預金保険の対象とはしていない**。

法域	法令名	預取本体による発行の可否	利用者資産の保全	預金保険の取扱い	備考
米国①	GENIUS法 （2027年1月施行予定）	**不可** （注1）	－	－	我が国に類似の銀行法制を採用
英国②	FSMA及びその実施規則 （2027年10月施行予定）	**事実上困難** （注2）	－	－	ユニバーサルバンク制度を採用 ※リングフェンス規制あり
シンガポール③	決済サービス法改正案 （パブコメ段階）	**不可**	－	－	ユニバーサルバンク制度を採用
EU④	MiCA （施行済）	**可**	預取には課されない （注3）	対象外	ユニバーサルバンク制度を採用
香港⑤	ステーブルコイン条例 （施行済）	**可**	発行額と同額以上の裏付け資産の保有・倒産隔離が必要	対象外	民間銀行による紙幣の発行が可能

（出典）
①GENIUS Act（2025年7月成立、2027年1月施行予定）
②The Financial Services and Markets Act 2000 (Cryptoassets) Regulations 2026（2026年2月成立）、BOE「Sterling-denominated systemic stablecoins」（2026年6月公表）、「Bank of England's draft Code of Practice for sterling-denominated systemic stablecoin issuers」（2026年6月公表）、FCA「2026/41 CRYPTOASSETS INSTRUMENT 2026」
③MAS「Consultation on Proposed Amendments to the Payment Services Act for Stablecoin Regulation」（2026年9月公表）、「Response to Public Consultation on Proposed Regulatory Approach for Stablecoin-related Activities」（2023年8月公表）
④MiCA（2024年12月完全施行）、EC「TARGETED CONSULTATION ON THE REVIEW OF REGULATION ON THE MARKETS IN CRYPTO-ASSETS (MICA)」（2026年5月20日公表）
⑤Stablecoin Ordinance（2025年8月施行）
また、備考欄については、NTTデータ経営研究所「諸外国における金融制度の概要に関する調査」を参照した。

（注1）預金を発行していない信託銀行がステーブルコインを発行することは可能となっている。
（注2）法制の建付け上発行は禁止されていないが、PRAが2026年5月のletter to CEOにて、預取が発行する際は別法人から発行するべきとの立場を表明しており、事実上発行のハードルが高い。
（注3）MiCAの見直しに向けて、現在、現行制度を検証するためのコンサルテーションが実施されており、同コンサルテーションでは、「MiCAを改正し、預取が発行するE-Money Tokenについても裏付け資産の確保と隔離を求めるべきか。」という質問項目があり、回答の選択肢の一つに、「別法人からの発行を求め、完全に裏付け資産を隔離する。」というものがある。

V

預金保険・バーゼル規制上の取扱い

■ 1号電子決済手段は不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができること等から、**預金保険制度の対象とすることに課題がある**と考えられる。

■ 現行の**バーゼル委における暗号資産に係る国際合意**（我が国では未適用）上、預取の発行するステーブルコインについては、LCR（流動性カバレッジ比率）・NSFR（安定調達比率）について定めがあり、償還請求や保有者行動の不確実性等を踏まえた**預金対比で保守的な取扱いが設定されている。**

預金保険上の取扱い

■ 1号電子決済手段は、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができること等から、預金保険制度の対象とすることに課題があると考えられる。

■ 先述のとおり、海外の主要法域においても、ステーブルコインを預金保険の対象とはしていない。

バーゼル規制上の取扱い

■ 預取が発行するステーブルコインについて、裏付け資産の確保を前提にすると、現行の国際合意では、LCR（流動性カバレッジ比率）、NFSR（安定調達比率）それぞれについて、以下のような取扱いをすることとされている。

（1）LCR ＝ 適格流動資産÷30日間のストレス期間における純資金流出額

- 預取が発行するステーブルコインは預取のB/Sに負債として計上されるところ、当該ステーブルコインが即時償還可能である場合、全額（100%）を純資金流出額に算入する必要（⇔ 預金保険制度対象のリテール・中小企業預金、非金融機関預金は、各金額の3～5%、20%を純資金流出額に算入する必要）。

（2）NSFR ＝ 安定調達額（負債）÷所要安定調達額（資産）

- ステーブルコインが即時償還可能である場合、安定調達額には全額算入不可（⇔ リテール・中小企業預金、非金融機関預金はそれぞれ90～95%、50%を安定調達額に算入可能）。

⇒ **償還請求や保有者行動の不確実性等を踏まえた預金対比で保守的な取扱いとなっている。**

（注1）我が国においては、LCR、NSFRとも、国際統一基準行は100%以上を維持することが求められる。
（注2）裏付け資産が現預金・国債等の高流動資産の場合、LCRでは裏付け資産の額を一定の要件下で分母の流出額から控除できること、NSFRでは分母計上が不要（即時償還可能であることにより資産の処分制約が比率に反映されない取扱い）であることから、ステーブルコインの発行による比率への直接的な影響は軽微と考えられる。

V ご議論いただきたい事項（預取発行ステーブルコイン・トークン化預金）

【預取発行ステーブルコイン・トークン化預金に関する議論の整理】

- トークン化預金や3号電子決済手段については、実証実験等の取組が見られており、今後更なる利便性の向上が期待される。他方、預取の発行する1号電子決済手段については、具体的なユースケースが明確にはなっていない。
- トークン化預金は、既存の預金の枠組みが適用されるため、実務との親和性が高く、健全性規制と預金保険により利用者財産の保全を行うこととなる。他方、1号電子決済手段は、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができること等から、預金保険制度の対象とすることに課題がある。
- 海外では、預取本体によるステーブルコイン発行を禁じている法域も見られるほか、これを認める法域においても、我が国の3号電子決済手段に匹敵する倒産隔離の措置を求めている法域が見られる。また、現行のバーゼル委における暗号資産に係る国際合意上、預取の発行するステーブルコインについては、預金対比で保守的な取扱いが設定されている。

【ご議論いただきたい事項】

トークン化預金や3号電子決済手段という選択肢がある中、預取本体による1号電子決済手段の発行についてどう考えるか。預取本体による1号電子決済手段発行のメリット・デメリットとして、以下のほかに何があるか。

考え得るメリット（例）	考え得るデメリット（例）
✓ トークン化預金、3号電子決済手段と同様、24時間365日決済やDvP取引、スマートコントラクトへの活用が期待される。 ✓ SCの発行主体が多様化することにより、我が国におけるSC流通量の増加に寄与する可能性がある。 ✓ （3号電子決済手段と比べると）発行・償還・管理が銀行本体で完結するため、オペレーション上シンプルかつ機動的な運営が可能になる。	✓ 固有のニーズを想定しないまま発行すると、決済手段の乱立を招き、顧客利便を損なう可能性がある。通常の預金と誤認されないための措置も必要。 ✓ パーミッションレスブロックチェーン上で発行されることに伴うAML/CFTリスクへの対応が必要。（3号電子決済手段についても、パーミッションレスブロックチェーンで発行される場合は同様の対応が必要になる。） ✓ （裏付け資産の確保を前提とすると）預金からステーブルコインへの大規模な振替が起きた際には、流動性が低下し、金融仲介機能に支障をきたすことが想定される。

V （参考）金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」で指摘された論点

＜2025年１月22日 「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書（抄）＞

2. 基本的な考え方

預金は1号電子決済手段に該当しないとの整理を前提にすると、預取に1号電子決済手段の発行を認め、預取がその発行見合い金を受け入れることは、預取に要求払い性の負債でありながら預金ではないものの受入れを認めることとなる。したがって、**預取の適切な業務運営を確保するため、利用者保護に加え、預取の健全性や金融システムに与える影響等、多角的な観点からの慎重な検討が求められる**。

さらに、**現在、国際的にも預取によるステーブルコインの発行実績はほとんどない。我が国でもニーズが乏しく具体的な発行計画の策定に向けた取組が見られない**ことを踏まえると、預取による1号電子決済手段の発行については、**当面は内外の情勢を見極めつつ、中長期的観点から検討することが適切**と考えられる。

なお、預取による将来における1号電子決済手段の発行の検討に当たっては、例えば、利用者財産の保全方法や、金融システム・金融仲介機能への影響等の諸論点を踏まえながら、資金決済法の趣旨にも鑑みてどのような規制を課すかについて検討する必要があると考えられる。

＜同ワーキング・グループ（第５回：2024年11月21日）における主な意見＞

○ 預金取扱金融機関による1号電子決済手段の発行については、これも多くの委員が言われましたように、私も消極的に考えています。預金取扱金融機関がパーミッションレス型の1号電子決済手段を発行する場合には、事務局説明資料においても指摘されておりますように、**利用者保護や金融システムへの影響、さらに発行銀行自身のリスク管理上の問題、AML／CFT規制の遵守の困難性、預金保険法上の取扱いの不明確さなど、様々な問題が生じると思います**。

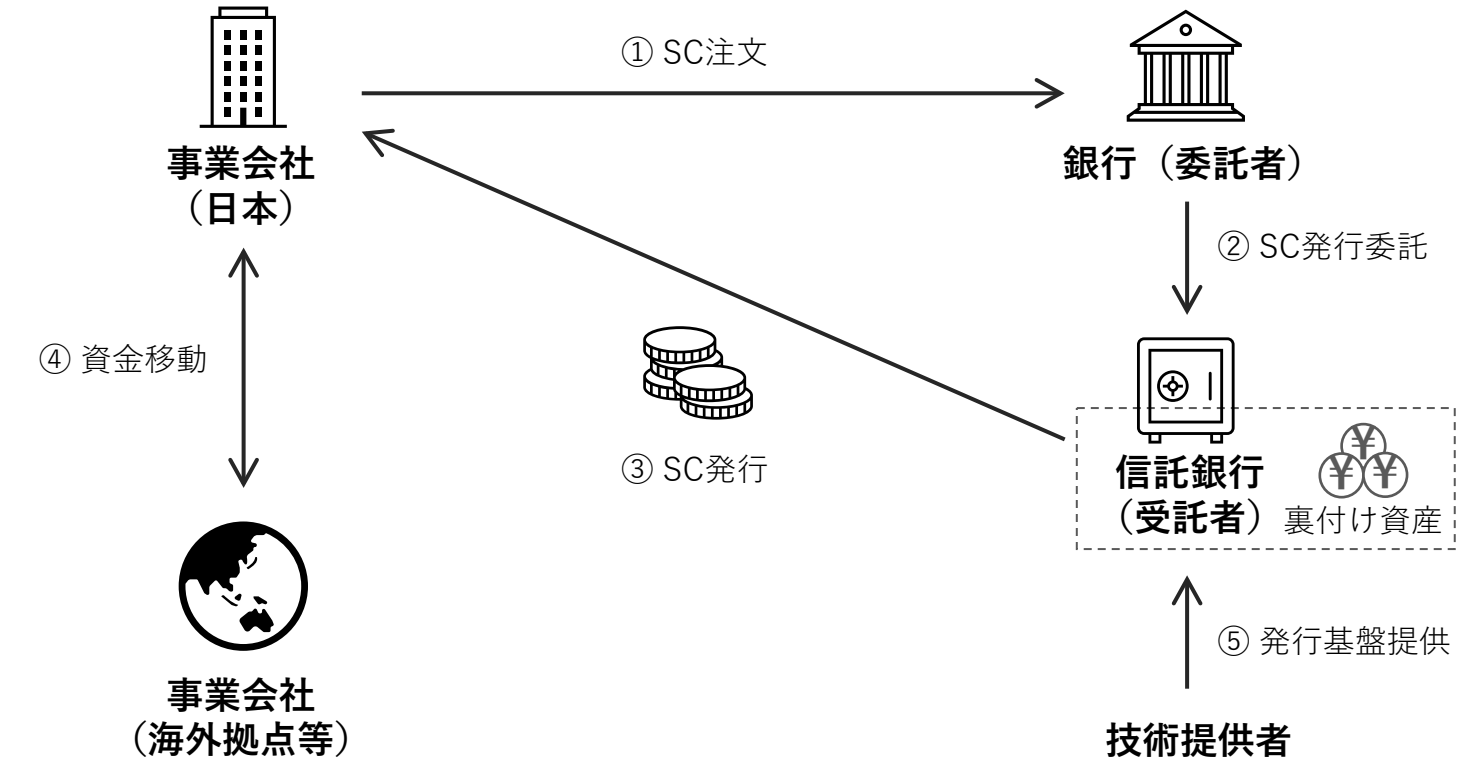
○ バーゼル銀行監督委員会の銀行による暗号資産に対する規制の枠組みの一部改定、市中協議書の中にも書かれているとおり、このパーミッションレス型のブロックチェーンについて、**AML／CFTや、ファイナリティーに関するリスク等について、これらは現時点では十分低減できない**という記載があるかと思っておりまして、それは私も同感に思っております。なので、現段階では今回の案には賛同しております。また、**こうしたリスクの観点以外にも、ベネフィットといったところにおきましても、実務上、既に銀行はパーミッションド型の預金のトークン化の検討がかなり進んでいると考えています**。資金が流通する際コンピュータープログラマビリティーといった決済システムの機能拡張に期待されるプログラム制御は、一定程度実現されていくものと思っています。また、スマートコントラクト等々も活用して、24時間365日対応といった期待も実現され得ると考えています。

○ 預金取扱金融機関が為替取引を業として行うことができるのに、資金移動業者のような預かり資産の保全規制がないのは、預金保険があるからだけではなくて、自己資本比率規制とか業務範囲規制があって、銀行全体として健全性が保たれているからだろうと思います。（略）**いずれにしろ、将来、具体的ニーズに即して、あるいは発行額に照らして、預取の一般的な自己資本比率規制や健全性規制で足りるのか、あるいは、そうではなくて発行見合資産の保全規制を導入するのか、あるいはその中間として、監督上の留意点として位置づけるのかを、その時点で検討すればよいと思います。ただ、2つ目の関連論点に関わりますけれども、金融システムへの影響をむしろ考えておく必要があると思います**。預取の負債が預金から電子決済手段に大規模に振り替わるシナリオに即してリスク分析をする際に、利用者の選好によってじわじわと預金からステーブルコインに順次大きな変動が起こっていく場合もあると思いますし、そうではなくて、金融環境の変化、例えば金融危機などにおいて、急激に預金からの振り替わりが起こる場合もあり、この2つは想定しておくべき対処が相当違うと思いますので、その双方を考えておく必要があろうかと思います。

（参考）円建てステーブルコインの共同発行に関する取組み
（2025年11月７日支援決定）

- ３メガバンク等は、**円建てステーブルコインを共同で発行**し、大手商社の**クロスボーダー決済の高度化・効率化にステーブルコインを活用**できるかを検証する実証実験を開始。
- 本実証実験を、金融庁「FinTech実証実験ハブ」内に設置した「**決済高度化プロジェクト**」（**PIP**）**の第１号支援案件**に決定。
- 同ステーブルコインの実取引を**今年度中に開始**予定。

＜イメージ＞



（参考）トークン化預金を複数の銀行間で移転する仕組みの構築に向けた取組み
（2026年４月３日支援決定）

- **異なる銀行の顧客間でトークン化預金を移転**する場合には、既存の送金・振込と同様に、**銀行間をつなぐ資金移転の仕組み**が必要。
- そこで、こうした**銀行間決済を円滑・低コストに行う仕組み**として、トークン化預金の発行を支援するDCP社とGMOあおぞらネット銀行等は、①銀行同士で口座を開設し、その増減により資金移転させる、②顧客間でのトークン化預金の移転と**銀行間でのステーブルコイン（SC）の移転を連動**させるなどの実証実験を開始。本実証実験を、**PIPの第３号支援案件**に決定。 2026年８月、43の地方銀行等が参加を表明。
- なお、日本銀行は日銀当座預金のトークン化及びその活用に向けたサンドボックスプロジェクトを実施しており、相互の実験の状況に関する情報や知見の共有などを通じて、**日本銀行とも連携していく**。

＜イメージ＞　顧客Aから顧客Bに100円を送金する場合

